

III 提案を具体的に考えたい

1. 提案の検討のポイント

1 地域の課題・支障事例を住民との接点の中から把握する

提案を考える上で、最も重要なのが、提案の原動力となる「地域の課題・支障事例」を把握することです。

「論点は現場にあり」との言葉どおり、住民サービスの向上につながる地域の課題・支障事例は、住民とのさまざまな接点を通じて、住民から寄せられる制度・施策への疑問や要望の中にあると言えます。同様に、住民から直接要望を受ける立場である首長・地方公共団体幹部も、地域の課題・支障事例を感じる機会が多いのではないのでしょうか。

また、制度・施策に関わる住民、NPO、事業者等との意見交換を通じて、地域の課題・支障事例を把握することも有効です。その際、地方分権改革・提案募集方式の活用がイメージできるよう、あらかじめ、地方分権改革とはどういうものか、また地域でどういう取組が行われているかなどを分かりやすく伝えることが重要です。

地域の課題・支障事例を把握する手法(例)

地方公共団体の内部から把握

- 地域住民・事業者等の相談窓口となる担当者を集まる情報
- 首長へのメールや手紙、地方公共団体の目宝箱への投書の窓口となる担当者を集まる情報
- 首長・地方公共団体幹部の外部での講演や会見における発言内容
- 地方から関係機関に行う政策要望(規制緩和、特区を含む)の内容

地域住民等から把握

- 首長・地方公共団体が行うタウンミーティング、ワークショップで寄せられる要望・意見
- 地域住民から地方公共団体に寄せられる政策提案
- 「住民サービス」に関わるNPO、事業者が日頃から抱える疑問・要望
(公共施設の管理事業者、地域の開発事業者、福祉関係のNPOなど)
- 例えば、子ども・子育て分野における幼稚園教諭や保育士など、その分野の現場関係者が日頃から抱える疑問・要望

2 あらかじめ確認しておくことが望ましい事項

事前相談の段階では、提案内容や支障事例が必ずしも明確である必要はありませんが、相談を円滑に進めるためにも、提案団体において確認しておくことが望ましいポイントがいくつかあります。具体的には、以下のとおりです。

1 根拠法令の確認

法令等には、法律、政令、府省令、告示、要綱、通知等の体系があり、実務に必要なルールがそれぞれの段階で定められています。法律の具体的な内容が政令で、さらに詳細な内容が府省令や通知で定められています。

地域の課題を解決するために、①提案の中で、どの法令等が支障となっているのか、②その法令等にどのような背景があるのかについて、できるだけ確認しておくことが望ましいと言えます。



まずは担当事務に係る法令等の体系を確認しよう！

(提案の中で、どの法令等が支障となっているのか)

体系	内容	平成27年富山県、奈良県提案「医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大」*に係る関連規定等 *地方委任から除外されている漢方製剤等について、製造販売の承認権限を国から都道府県に移譲
法律	国会が制定し、権利を制限したり、義務を課す等の最も重要な事項が定められている。	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認)</p> <p>第十四条 医薬品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。)、医薬部外品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。)又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2~11(略) (都道府県等が処理する事務)</p> <p>第八十一条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。</p>
政令	内閣が制定し、法律の内容を具体化する基準、手続、実施方法等が定められている。	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号) (都道府県等が処理する事務)</p> <p>第八十条 1(略) 2 前項に定めるもののほか、医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この項において同じ。)、医薬部外品又は化粧品に係る次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる権限に属する事務についてはこれらの号に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品を製造販売しようとする者の法第十七条第二項に規定する医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事が、第三号、第四号及び第七号に掲げる権限に属する事務については製造所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第二号及び第四号に掲げる権限に属する事務(法第七十二条第一項 及び第二項、第七十二条の四、第七十三条並びに第七十五条第一項に規定するものに限る。)並びに第六号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。 一~四(略)</p> <p>五 法第十四条第一項、第九項及び第十項に規定する権限に属する事務のうち、風邪薬、健胃消化薬、駆虫薬その他の厚生労働大臣の指定する種類に属する医薬品であつて、その有効成分の種類、配合割合及び分量、用法及び用量、効能及び効果その他その品質、有効性及び安全性に係る事項につき当該厚生労働大臣の指定する種類ごとに厚生労働大臣の定める範囲内のもの(注射剤であるものを除く。)並びに厚生労働大臣の指定する医薬部外品に係るもの 3~8(略)</p>
府省令	各府省大臣が制定し、法律や政令の内容をさらに具体化する基準、手続、実施方法等が定められている。	
告示	各府省大臣が制定し、法令の詳細や基準、分析方法等技術的なルールが定められている。	<p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」(昭和45年厚生省告示第366号)</p>
要綱・要項・要領	事務処理を進めていく上の行政内部の指針が定められている。	
通知(通達)	国から地方公共団体や事業者団体に対して行う「技術的な助言」が定められている。	

提案の中で、どの法令等が支障となっているのかを、まず確認しよう！
(本事例においては、告示の改正が必要であることを確認してください。)



Point 法令等の体系は複雑な場合がありますが、どこに問題があるのかを確認してください。

III 提案を具体的に考えたい

1. 提案の検討のポイント

2 提案の対象であるかどうか

提案募集方式を活用するためには、まず提案の対象であること、具体的には、①地方に対する規制緩和、②地方公共団体への事務・権限の移譲、いずれかに該当する必要があります。

その際、法令等の規定によって、地方公共団体に対し、一定の行為が裁量の余地なく求められているかが判断のポイントになります。

提案の対象であるかどうか

(義務付け・枠付けの見直しの場合)

判断のポイント-1

- 法律、政令、省令、要綱によって、事務・事業の主体が地方公共団体となっている必要
- ※「地方公共団体」の語句があっても、実際の事務・事業の主体は民間事業者であるなどのケースもみられる。

規定の例

- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、○○○する。(しなければならない)

【事前相談の例】

「地方公共団体が広域観光ルートの形成を促進するため、ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸渡・整備状況を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続を不要とすることを求める。」

⇒「地方公共団体」の用語にかかわらず、手続の対象はレンタカー事業者であるため、本件は提案の対象外とされた。

判断のポイント-2

- 法律、政令、省令、要綱によって、地方公共団体に対し、一定の行為が求められている必要
- その際、「～しなければならない」という規定の文言だけでなく、地方公共団体に裁量の余地なく求めているものも該当する。(隠れた「義務付け・枠付け」)

【規定の例(平成26年提案募集より)】

- 河川法施行令 改正前第18条第2項第1号

流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条から第25条までの許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収する。

⇒この規定により、都道府県知事は、河川の占用等を行う者に対し、河川の流水占用料等の徴収が毎年度義務付けられていた。提案により、複数年分の一括徴収が可能となった。(平成28年11月29日改正、同年12月2日施行。)

3 制度改正の必要性、効果の整理

事前相談の中には、地域における課題・支障が十分整理されないまま、制度の見直しについての技術的な検討が先行するケースが多く見られます。この場合、支障事例や論点が具体的なものになりにくいことから、地域で解決したい課題・支障と、関係する法令・条項が具体的に対応することが望ましいと言えます。

また、制度改正による効果を記載する際には、「○○の事務が煩雑」であるという行政側の視点だけでなく、「○○など、住民サービスの向上にもつながる」という住民目線の視点を伴う方が提案の説得力が高まります。

3 内閣府への事前相談

1 事前相談の受け付け

相談したい内容が固まった段階で、内閣府への事前相談を行います。

内閣府では、それぞれの団体から寄せられた事前相談について、過去の提案募集での検討結果、過去の分権における議論(=「縦の精査」)、関係府省の検討会等での議論の状況(=「横の精査」)の点から精査します。なお、内閣府には多くの相談が寄せられることから、早目にご相談いただければ、内閣府からより多くの助言を行い、提案の熟度を高めることが可能となります。

寄せられた事前相談を内閣府が精査する際の着眼点

- 相談内容は提案募集の対象となっているか
- 支障事例や制度改正の必要性、効果がどのように記載されているか
- 相談内容は、過去の提案募集における検討結果や、地方分権改革に関する過去の議論において、どのような取扱いになっているか
- 相談内容は、各府省の審議会や検討会等において、どのような取扱いになっているか
- 過去に国に相談したことがあるのか(ある場合は、相談内容や経緯を記載することについての助言)
- 同様の課題・支障を抱える団体があるのか(ある場合は、共同提案団体となることに関する助言)
- 提案内容と類似の制度があるのか(ある場合は、両制度を比較して、事務・権限の移譲状況や、義務付け・枠付けの程度における相違点などに関する助言)

2 事前相談を通じた支障事例・論点の明確化

単に抽象的な理念論(「べき論」)だけでは、せっかくの提案の説得力が弱くなってしまいます。

現場の支障事例を、有意なデータや住民生活に影響を与えている事例などを提示し、補強することにより、各府省に検討や制度改正の契機を与えるものとなります。

提案団体と内閣府とが協力して提案の裏付けとなる資料を整理し、制度改正を求める論点を探っていきます。

支障事例・論点の明確化のため、内閣府が行う助言の主な内容

- 過去の提案募集の議論等を踏まえ、地域の課題を解決するために、考えられる制度改正の方向性
- 各府省や団体との調整経験を踏まえ、提案の支障事例・論点を明確化し、説得力を高める上で、必要と考えられる事実関係やデータの方向性
- 過去の提案募集等を踏まえ、説得力が高まる提案の記載方法の方向性